ページ	章 第		項目	現在の解説文	自治基本条例解説 修正予定一覧 第3回懇話会提出(赤字修正、追加+再度変更は青字)	さらに修正(第3回からの変更は青字)	
3	1 2	<u>2</u>	定義 -	たる事務所を置く法人をいいます。(第1号) ・「市民」とは、前号の「住民」のほか、市外から市内に通勤、通学等する人や市内で活動する法人・団体など、市内で継続的に活動する主体を広く指すこととしています。これらの人や団体は、その行動や事業活動などを通して地域や住民と深くつながっていることも多く、新たな公共的課題を生み出したり、その活動が石狩市のまちづくりに大きく寄与	したり、生み出したり、その活動が石狩市のまちづくりに大きく寄与することが期待されることから、これらの主体もまちづくりの主役として「市民」に含めることとしました。また、買い物や観光で石狩市を訪れる「交流人口」と呼ばれる方々は「市民」の定義には	・「住民」とは、地方自治法でいう住民と同じく、市内に住民登録がある人及び市内に主たる事務所を置く法人をいいます。なお、「主たる事務所」は旧民法(平成20年11月30日以前の民法をいう。)第50条(現在は法人法第4条等へ継承されたため削除されました)において「法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。」とあることから、本店、本社を指しています。(第1号)・「市民」とは、前号の「住民」のほか、市外から市内に通勤、通学等する人や主たる事業所ではないが市内で活動する法人・団体など、市内で継続的に活動する主体を広く指すこととしています。これらの人や団体は、その行動や事業活動などを通して地域や住民と深くつながっていることも多く、新たな公共的課題を発見したり、その解決の方法を検討したり、生み出したり、その活動が石狩市のまちづくりに大きく寄与することが期待されることから、これらの主体もまちづくりの主役として「市民」に含めることとしました。(第2号)また、なお、買い物や観光で石狩市を訪れる「交流人口」と呼ばれる方々は「市民」の定義には該当しないものの、そうした方々の意見等にを「市民」が賛同や共感をし、自らのまちづくり活動に活かすことは大切であると考えます。(第2号)	民法旧50条の表記は法制未確認 →9/2 法制に確認 旧民法(平成20年11月30日以前 の民法をいう。)第50条 0r 平成20年11月30日以前の民 法第50条という表現で0K
6	2 5	5 格	権利	とができます。 <u>この場合にどのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団</u>	よって、まちづくりに関するさまざまな活動をしたり、行政の活動に意見や提案をすることができます。この場合にどのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団		い、性別などの」個別標記を削除し、多様性で包括する形で修
9	4 1	0 п	市長	・市長の持つ重大な責務にかんがみ、市長就任時には、 <u>例えば</u> 所信表明などの公の場で、 この条例にのっとって職務を遂行することを市民に対して表明することとしています。 (第2項)	 ・市長の持つ重大な責務にかんがみ、市長就任時には、所信表明などの公の場で、この条 例にのっとって職務を遂行することを市民に対して表明することとしています。(第2 □ □ ○	(第3回で確定)	
10	4 1	2 市	職員	・市民にとって市職員は、直接関わる機会が多い身近な存在であることから、職員の対応ひとつが執行機関への信頼を大きく左右することになります。このため、市民に信頼される職員であるために求められる基本的な事項を責務として定めました。①全体の奉仕者であることを公私にわたり自覚し、市民の視点に立って、公正誠実かつ能率的に職務の遂行に努めること(第1項)、②協働のまちづくりを基本原則とする石狩市の職員として、職務の遂行に当たり、市民との協働に積極的に取り組むこと(第2項)、③事務処理や政策形成、問題解決その他の能力など、職務を遂行する上で求められる能力の向上と、たゆまぬ自己研鑽の努力を求めています。(第3項)	・市民にとって市職員は、直接関わる機会が多い身近な存在であることから、職員の対応ひとつが執行機関への信頼を大きく左右することになります。このため、市民に信頼される職員であるために求められる基本的な事項を責務として定めました。第1項では、全体の奉仕者(憲法第15条、地方公務員法第30条)であり一部の奉仕者でないという公務員としての本質的性格を自覚しつつ、石狩市という地方公共団体の職員として、「住民の福祉」の増進を図ることを基本とし、「地域の行政」を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとされていることからも(地方自治法第1条の2第1項)、「市民の視点に立って」石狩市民のために職務を遂行することが求められています。第2項では、協働のまちづくりを基本原則とする石狩市の職員として、職務の遂行に当たり、市民との協働に積極的に取り組むことを、第3項では事務処理や政策形成、問題解決その他の能力など、職務を遂行する上で求められる能力の向上と、たゆまぬ自己研鑽の努力を求めています。	(第3回で確定)	
15~ 16	6 24	-3 協	流動 ・ うっぱ	・まちづくりの基本原則の大きな柱となる「協働のまちづくり」を進めるためには、行政と市民双方に一定の認識や取り組みが求められることが少なくないことから、第6章では、これらの必要複数の主体が、まちづくりに関する共通の目標を達成するため、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完協力することです。(第2条第6号)にうした協働に実際に参加する際は、参加する市民の自主性と各主体の特性(自分との違い)を尊重するとともに、互いが対等な関係(強制や押し付けをしない、下請けにはならない)にあることに配慮することとし、これらを通して、相互の理解を深め、信頼関係を構築していく必要があることともに、これらを通して、第1項)・市は権限、財源、人的資源を持ち、今後もまちづくりの大きな部分を担うことから、協働によるよってく、大きく違っでくると思われます。(第1項)が進むかどうかは、市が、「仕方がなく」協働するか「進んで」協働のに割出に努めることを、市民の自出に協力するに、市民に協働を関の情を関の情報しをするなど、表しています。と、第2項)・市は協働のまちづくりを進める上においても、協働を担う市民の自主性や自立性を損ないの場合のまちづくりを進める上においても、協働を担う市民の自立とで、第2項)・市は協働のまちづくりを進める上においても、協働を担う市民の自主性や自立性を損ないければなりません。それと同時に、このように規定しています。で、場合の支援は金銭的なものに限らず、情報の発信や提供、人材育成、活動のための環境づくりなどさまざまなパターンが考えられます。(第3項)	(第3回での意見)	①【なお書きで補足するパターン】 (前段略) ・市は協働のまちづくりを進める上においても、協働を担う市民の自主性や自立性を損なわないようにしなければなりません。それと同時に、これらの担い手の状況によっては、さまざまな形で支援を行うことも必要になってくるため、このように規定しています。この場合の支援は金銭的なものに限らず、情報の発信や提供、人材育成、活動のための環境づくりなどさまざまなパターンが考えられます。なお、「必要な支援を行うことができる」という表現は、市が支援を行う際には、市民が判断し、求める内容の範囲に留め、過度な関与をしないことを意味しています。「できる」の法律的な用法としては、「一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用い、一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合」とされています。これは市民が支援を求めるという判断があって、それから市が何が必要な支援かを判断することを意味しております。「必要な支援に努める」とした場合、そのように努力していくことを原則や方針とすることとなり、市民が市の支援を求めていない場合においても市は支援をしていく必要があり、市民の自主性や自立性を損なう可能性があるため、「できる」という表現を用いております。(第3項)	第的が当取しをとしい使くばが のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、
15 ~ 16	6 24	-3 協	茘働 ス	(前段略) ・市は協働のまちづくりを進める上においても、協働を担う市民の自主性や自立性を損な わないようにしなければなりません。それと同時に、これらの担い手の状況によっては、 さまざまな形で支援を行うことも必要になってくるため、 <u>このように規定しています。</u> こ の場合の支援は金銭的なものに限らず、情報の発信や提供、人材育成、活動のための環境 づくりなどさまざまなパターンが考えられます。(第3項)	(第3回での意見)	②【溶け込ませるパターン】 (前段略) ・市は協働のまちづくりを進める上においても、協働を担う市民の自主性や自立性を損なわないようにしなければなりません。それと同時に、これらの担い手の状況によっては、さまざまな形で支援を行うことも必要になってくるため、このように規定しています「必要な支援を行うことができる」という表現になっています。市が支援を行う際には、市民が判断し、求める内容の範囲に留め、過度な関与をしないことを意味しています。「できる」の法律的な用法としては、「一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用い、一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合」とされています。これは市民が支援を求めるという判断があって、それから市が何が必要な支援かを判断することを意味しております。「必要な支援に努める」とした場合、そのように努力していくことを原則や方針とすることとなり、市民が市の支援を求めていない場合においても市は支援をしていく必要があり、市民の自主性や自立性を損なう可能性があるため、「できる」という表現を用いております。また、この場合の支援は金銭的なものに限らず、情報の発信や提供、人材育成、活動のための環境づくりなどさまざまなパターンが考えられます。(第3項)	
18	7 2	。一人	i外の 、々と)連携)	・まちづくりを進める中では石狩市だけで解決できない課題などもあります。そうした課題については、市民以外の人々、他の市町村、北海道、国、海外の自治体などの力も借りる必要があります。第7章はこうした観点から求められている事項を定めています。・協働のまちづくりの中心となるのは市民と市であることは当然ですが、人や情報などの流れが活発になっている現状を考えると、市民と市のみならず、必要があれば市外のさまざまな主体と連携、協力しながら進めていく方が、より良い成果につながることも考えられることから、必要に応じて市外の個人、法人、団体等との協働、連携関係を深めるという基本的姿勢を明らかにしました。	(第3回での意見)	・まちづくりを進める中では石狩市だけで解決できない課題などもあります。そうした課題については、市民以外の人々、他の市町村、北海道、国、海外の自治体などの力も借りる必要があります。第7章はこうした観点から求められている事項を定めています。・協働のまちづくりの中心となるのは市民と市であることは当然ですが、人や情報などの流れが活発になっている現状を考えると、市民と市のみならず、必要があれば市外のさまざまな主体と連携、協力しながら進めていく方が、より良い成果につながることも考えられることから、必要に応じて市外の個人、法人、団体等との協働、連携関係を深めるという基本的姿勢を明らかにしました。 ・買い物や観光で石狩市を訪れる「交流人口」と呼ばれる方々は、必ずしもこの条で想定している連携関係の相手方になるわけではありません。しかし、第2条(定義)の解説で述べたように、そうした方々からの意見等にも耳を傾けることで、まちづくりを進めるヒントとなることもあると考えられます。	